

地方交付税の改革に向けて（検討のポイント）（案）

平成 16 年 1 月 11 日
全 国 知 事 会

三位一体改革の着実な推進と地方交付税による確実な財源措置

- ・政府は、地方六団体が政府に提出した「国庫補助負担金等に関する改革案」を真摯に受け止め、国庫補助負担金改革とこれに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的に同時に実施するとともに、地方交付税による財源保障機能・財源調整機能を発揮して確実な財源措置を行い、三位一体改革を着実に推進すべきである。

地方財政計画の見直しについて

◎地方財政計画の透明化、双方向化

- ・計画策定の過程を透明化し、計画内容をできるだけ早期に示すとともに、具体的な積算根拠を積極的に情報提供すべきである。
- ・総務省・財務省の折衝のみで決定するのではなく、オープンな場での議論により地方の意見を反映する仕組みを構築すべきである。
- ・計画の内容を十分点検・検証ができるような工夫をすべきである。
～例えば、①都道府県分・市町村分、②三位一体改革分・それ以外分、
③景気対策等国の政策誘導分・その他分といった区分を取り入れること
ができないか。
- ・地方公共団体が中期的な見通しをたてることができるように、単年度の地方財政計画とは別に地方財政の「中期的ガイドライン」を策定すべきである。

◎需要構造の変化に対応した地方財政計画の見直し

- ・医療・福祉・環境・教育等の施策の取り組みや決算の実情にかんがみ、ハードからソフトへといった需要構造の変化については、地方の意見を踏まえた上で基準をつくり的確に計画に反映すべきである。
- ・地方財政計画はあくまで地方公共団体の歳入歳出総額の見込額であって決算と乖離が生じるのは当然である。
- ・なお、乖離を是正するに当たっては、投資単独事業の計画と決算に乖離があるとの理由で一方的に削減するのではなく、一方で一般行政経費に逆乖離があるという事実も当然に考慮し、地方の意見も踏まえた上で一体的に見直すべきものである。

◎国と地方の役割分担の明確化とあるべき行政サービス水準の整理

- ・国と地方の役割分担を明確にした上で、地方財政計画における地方のあるべき行政サービス水準を検討すべきである。
- ・なお、必ずしも歳出の決算額に追随する必要はないが、状況の変化に対応し、地方の意見を尊重しながら、常にあるべき行政サービス水準について見直していく必要がある。

地方交付税制度の見直しについて

◎地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保（財源保障機能の堅持）

- ・平成16年度のような国の財政負担の軽減のみを目的とした一方的な削減があつてはならず、地方交付税の見直しについては、規模是正など従来の制度改革等による削減と三位一体改革によるものとを明確に区分すべきである。
- ・国庫補助負担金を削減する場合、税源移譲と地方交付税による財源措置が「同時一体的」に、かつ、削減に見合った額で行われることが大前提であり、平成16年度のように不完全な財源措置のまま、国庫補助負担金が削減されるようがあつてはならない。
- ・地方交付税の一方的な削減は地域経済や国民・住民生活に多大な影響を及ぼすものであり、国民・住民のニーズに応えた適切な行政サービスを提供するため必要な額を確保すべきである。
- ・国が法令等によって地方に多くの事務事業を義務づけている現状では、住民生活を守るためにも財源保障機能は適切に発揮されるべきである。

◎過去の約束の確実な履行

- ・過去、地方が政府の政策により実施を余儀なくされた景気対策や国による政策誘導型の地方単独事業などに伴い発行した地方債の元利償還金について、地方交付税で措置すると約束したものは確実に履行すべきである。
- ・約束がきちんと果たされているか点検が可能なように、過去の約束分については別勘定により整理することも検討する必要がある。

◎地方交付税を政策誘導的に利用することの見直し

- ・国による景気対策や政策誘導型の地方単独事業などに地方交付税で措置することについては、今後計画的に見直していくことを検討すべきである。
- ・なお、やむを得ず実施を余儀なくされる場合にあっても、国と地方において、その内容を事前にチェックできるような仕組みが必要である。

- ・「骨太方針2004」において、「地方団体の効率的な行財政運営を促進するよう、地方交付税の算定の見直しを検討する。」とあるが、地方の行政改革自体は地方自らの意思と判断で行うべきことであり、こうした国による政策誘導を地方交付税を利用して行なうことはあってはならない。

◎税源移譲に伴う地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化

- ・税源移譲に伴い地方交付税の原資（法定5税）が減少することとなるので、地方交付税率の引上げや新たな地方交付税の原資となる税目の追加などにより総額を確保すべきである。
- ・税源移譲がなされてもなお、税源の偏在から財政力の弱い団体は財政力格差が広がる懸念があるため、地方交付税の財源調整機能は十分発揮されるべきである。なお、特に人口が少なく課税客体が乏しい市町村の実情にも十分配慮すべきである。
- ・臨時的かつ巨額の財政負担となる廃棄物処理施設、公立学校施設等については、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ地方交付税及び地方債による措置の組み合わせにより、平準的な財政運営が可能となるような財政措置を講じる必要がある。
- ・また、不交付団体の増加等による不交付団体での財源超過額の的確な調整の検討も必要である。
- ・国庫補助負担金の廃止に伴う税源移譲及び地方交付税による財源保障・財源調整が確実に実施されているのかどうかチェックできる仕組みが必要である。

◎地方交付税の算定・配分の透明化

- ・単位費用や補正係数の決定過程をよりオープンにするとともに、その積算根拠について今まで以上に積極的に情報提供を図り、地方交付税の算定を透明化して地方の声を反映しやすい制度とすべきである。
- ・地方交付税の配分についても、よりわかりやすい仕組みに改め、透明化を図るべきである。

◎事務事業の役割及び団体規模の大小に応じた確実な算定への反映と簡素化

- ・国と地方の間で、事務事業の実施主体、財源等の決定に当たっては、そのルールを明確化すべきである。
- ・国が本来行うべき事業については、まずは、国が直接実施すべきものである。
- ・国の法令等により地方に実施が義務づけられるもの及び全国的に一定水準の行政サービスを行う必要があるものについては、地域の実情を反映し、基準財政需要額に的確に算入することにより確実に財源保障されるべきである。

- ・団体規模の大小により発生せざるを得ない需要額の差については、その実態に応じて、地方交付税の算定に的確に反映すべきである。なお、人口に比べ広い面積を有し、国土保全等に重要な役割を果たしている団体の実態を反映した財政需要の算定をすべきである。
- ・以上を十分踏まえて、地方交付税の算定全体の簡素化を図るべきである。
- ・なお、国によって地方に義務づけられた事務事業については、確実に財源保障がされたかどうか、その内容、金額等が地方交付税の算定上チェックできるような仕組みを構築すべきである。

◎地方交付税総額決定における本来のシステムへの回帰（地財折衝で地方交付税総額を決めるシステムを縮小する方向への転換）

- ・財源不足の補填について、地財折衝により加算・借入といったことでなく、原理原則に立ち返り地方交付税率の変更による対応を基本とする必要がある。
- ・地方交付税率の変更による対応を前提として、機械的なルールにより必要最低限の地方財政対策を行うといったことも検討すべきである。（毎年の実施から3年程度の期間での実施を視野に）

◎地方交付税が地方固有の財源であることの再確認

- ・地方交付税の本質について、地方固有の財源であり、国が地方に代わって徴収する地方税であるということの再確認が必要である。
- ・上記の見解に立てば、経済財政諮問会議の有識者議員の意見にある義務的経費、自主的経費に分類し、義務的経費のみに地方交付税を充てるべきといった国の予算査定のような議論は、そもそも馴染まないものである。

税源移譲と地方税体系の見直しについて

◎地方税の充実確保

- ・地方分権を一層推進し、地方団体が自主的・自立的な行財政運営を確保するためには、自主財源としての地方税の充実確保が喫緊の課題である。

◎税源の偏在性が小さく、税収の安定的な基幹税による税源移譲

- ・所得税から住民税（個人住民税所得割の税率のフラット化）だけでなく、消費税から地方消費税への移譲を視野に入れ検討すべきである。

◎国税と地方税の税体系の抜本的な見直しを行い、税源の偏在の小さい税の地方への移管

- ・税源の偏在の小さい地方税体系を確立するため、国税と地方税の間の税の振り替えについても検討すべきである。

- ・それに伴い、地方交付税の対象税目の組み替えについても検討すべきである。
- ・移譲された税源を都道府県と市町村とにどのように配分するかについて検討すべきである。
- ・国税・地方税の課税事務分担（地方消費税）、徴税コストの削減についても検討すべきである。

その他

◎国のスリム化（国の予算・組織の縮小）

- ・地方は厳しい財政状況の中、人件費の抑制や事務事業の徹底した見直しなどのスリム化、行財政改革への不斷の努力を重ねてきているものであり、地方の改革は地方の自助努力に任せて、国は、まず国の政策そのものを見直すとともに、国家予算を徹底的に査定し、行政組織の見直しを含め行財政改革に真剣に取り組み、無駄な歳出を削減することが先決である。

◎経済財政諮問会議における議論への反論

- ・経済財政諮問会議において、地方六団体として意見を申し述べる機会を設けるべきである。
 - ・有識者議員及び財務省の意見では、奨励的補助事業の地方負担部分（補助裏）等は財源保障の対象から除外し、義務的な部分のみを地方交付税の対象とすべきと主張するが、自主財源の乏しい団体では自主事業の実施は困難となり、ひいてはこうした団体の存在否定につながるものであり到底容認できない。そもそも奨励的な補助事業などは、真っ先に廃止、税源移譲すべきものである。
 - ・積極的に課税自主権を発揮して歳入確保すべきとの意見があるが、国・地方を通じ、既に主要な税源が法定税目とされており、また、国税と一体となって租税の負担水準が決定されていることなどから、課税自主権を発揮することにより三位一体改革を通じて増税につながるといったことでは、納税者の理解を到底得られるものではない。
 - ・財務省は17年度及び18年度の2年間に7.8兆円もの地方交付税を削減する考えを表明したが、これは荒唐無稽で議論に値しないものである。また、誤った世論誘導を行うような例示を多用し、地方不信を植え付けようとする手口は、個別の地方の実情や地方の歳出削減努力を一切無視したものである。
- こういった三位一体改革の名を借りた詐欺的行為により、再び地方交付税の大幅削減が繰り返されるようなことは絶対あってはならない。